

常任委員会 の役割

嘉麻市議会には、地方自治法第109条の規定に基づき設置された常任委員会が3つあります。常任委員会は、常時設置されており、それぞれの所管（責任をもって管理する範囲）があります。議会開会中はもちろん、議会の閉会中も議長の許可を得て、委員会を開催し、審査又は調査することができます。

各常任委員会の定数は6人で議員はいずれかひとつの常任委員会に所属しています。

いずれの委員会も本会議で付託された案件について審査し、委員会としての可否を決定します。

その後、本会議において委員長がその結果報告を行い、嘉麻市議会としての可否を決定します。

各常任委員会の所管 (責任をもって管理する範囲)

民生文教委員会の所管

- 市民課の所管に関する事
- 環境課の所管に関する事
- 人権・同和対策課の所管に関する事
- 福祉事務所の所管に関する事
- 教育委員会の所管に関する事

産業建設委員会の所管

- 農林整備課の所管に関する事
- 産業振興課の所管に関する事
- 住宅課の所管に関する事
- 土木課の所管に関する事
- 農業委員会の所管に関する事
- 水道局の所管に関する事

総務財政委員会の所管

- 総務課の所管に関する事
- 人事秘書課の所管に関する事
- 防災対策課の所管に関する事
- 男女共同参画推進室の所管に関する事
- 企画財政課の所管に関する事
- 管財課の所管に関する事
- 庁舎・交通体系対策室の所管に関する事
- 税務課の所管に関する事
- 総合窓口課の所管に関する事
- 選挙管理委員会の所管に関する事
- 固定資産評価審査委員会の所管に関する事
- 会計管理者の所管に関する事
- 監査委員の所管に関する事
- 公平委員会の所管に関する事
- 他の委員会の所管に属さないこと

議会運営委員会 の役割

嘉麻市議会には、地方自治法第109条の規定に基づき設置された議会運営委員会があります。議会運営委員会は議会の円滑な運営を行うため常時設置されており、定例会や臨時会の議事日程、議事の順序や進め方などを協議します。

また、議長の諮問（意見を求めること）事項についても調査・協議を行います。議会開会中はもちろん、議会の閉会中も議長の許可を得て、委員会を開催し、審査又は調査することができます。

特別委員会 の役割

特別委員会は、特定の問題を審査又は調査するために必要に応じて設置される委員会です。現在設置されている特別委員会と審査及び調査内容は次のとおりです。

広報編集特別委員会
議会報に関する事

行財政改革に関する調査特別委員会
行財政改革の推進に関する事

新庁舎に関する調査特別委員会
新庁舎に関する事

議会改革に関する調査特別委員会
議会改革に関する事